

5 類移行によるかかり増し経費補助金支給要件の改正について **（施設内療養を行った高齢者施設等）**

施設内療養者一人あたり一日 1 万円
（施設内療養者が一定数を超える場合一日 1 万円を追加補助）

1

医療機関の確保

2

感染症の予防及びまん延防止のための研修及び
訓練の実施

3

オミクロン株ワクチンの接種

③高齢者施設等での感染対策を含む施設内療養の体制

○必要な体制を確保した上で施設内療養を行う高齢者施設等への補助（施設内療養者1名あたり最大30万円）については、高齢者施設等が医療機関との連携体制を確保しているなど、必要な要件を設けた上で、当面継続することとする。具体的には、医療機関との連携や、高齢者施設等における感染対策をさらに推進する観点から、位置づけ変更後は、以下の要件を満たす高齢者施設等に限り補助することとする。

出典：厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
令和5年3月17日（令和5年3月29日最終改正）事務連絡 抜粋

1

医療機関の確保

2

**感染症の予防及びまん延防止のための研修及び
訓練の実施**

3

オミクロン株ワクチンの接種

補助対象施設となる高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

医療機関の確保

(2) ①医療機関の確保

2-1. 施設内療養を行う高齢者施設等への補助の要件として、医療機関との連携が求められているが、居住系（有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等）のように入所者個人単位でかかりつけ医を持つ場合は、施設としての連携医療機関を持たなくても、当該要件を満たすか。

(答)

入所者により、対応する医療機関が異なっても良いが、全入所者についてそれぞれ対応する医療機関を確保する必要がある。

2-2. 2-1のような施設において、調査時点で全入所者についてそれぞれ対応する医療機関を確保していることが確認されていれば、調査実施後の新規入所者については、対応する医療機関が確保されているかを改めて調査しなくとも、要件を満たすと考えてよいか。

(答)

調査実施後の新規入所者について、その都度、調査結果の提出までは求めないものの、新規入所者が感染した場合に適切に医療を提供する観点から、対応する医療機関が確保されていることが適当。対応する医療機関が確保されていないことが明らかになった場合には、都道府県において、要件を満たしていないと判断することも考えられる。

〔医療機関では〕

○ 外来医療体制

新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制の整備（全国で最大6.4万機関：インフルエンザ抗体検査を実施している医療機関並みを確保）

○ 応招義務の整理

位置づけ変更後は、患者が発熱や上気道症状を有している又はコロナにり患している若しくはその疑いがあるということのみを理由とした診療の拒否は「正当な事由」に該当しないため、発熱等の症状を有する患者を受け入れるための適切な準備を行うこととし、それでもなお診療が困難な場合には、少なくとも診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨すること。

3. 施設内療養を行う高齢者施設等への補助の要件として、医療機関との連携が求められているが、嘱託医との契約のみをもって補助対象としてよいのか。

(答)

施設の入所者に新型コロナの感染者が発生した際に、嘱託医が以下の3点に対応することとなっているのであれば、要件を満たすこととしてよい。

- ・施設からの電話等による相談への対応
- ・施設への往診（オンライン診療含む）
- ・入院の可否の判断や入院調整（当該医療機関以外への入院調整も含む）

4. 入院調整に対応する医療機関の確保を要件としているが、当該医療機関が入院を受け入れる必要があるのか。

(答)

「入院調整（当該医療機関以外への入院調整も含む）」と記載のとおり、当該医療機関が入院を受け入れる必要があるという趣旨ではなく、当該医療機関がそれ以外の医療機関との入院調整を行う意思があることが確認できていれば、要件を満たすこととしてよい。

5. 「自ら確保しようとしたものの、確保することが困難な場合は、貴施設所在の自治体にご相談した上で、医療機関を確保することを検討してください。」とあるが、ここでいう相談先の自治体は何を指すか。

(答)

相談先については、市区町村と都道府県の間でご相談のうえ、決定していただきたい。

市町村には説明会の場で
協力依頼を行っている

6. 医療機関の確保について、5月7日までに確保予定であれば、要件を満たすか。

報告期限：令和5年4月末

(答)

施設から都道府県への調査回答提出時点で確保している必要がある。

7. 連携医療機関の3つの要件（施設からの電話等による相談への対応、施設への往診（オンライン診療含む）、入院の可否の判断や入院調整（当該医療機関以外への入院調整も含む））について、1つの医療機関で全てを満たす必要があるか。

(答)

それぞれ別の医療機関で対応する場合も要件を満たすこととしてよい。なお、その際も①-2について、主な医療機関をひとつ記入することで差し支えない。

1

医療機関との連携体制の確保について

Point

1. 医療提供体制について、再度、嘱託医、協力医療機関と新型コロナウイルス感染症患者の診察等ができるか確認が必要
2. できない場合、どうすればできるのかについて医療機関と検討
3. どこに患者をつなげるかを市町村・施設・医療機関で検討

2

感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

(3) ② 研修及び訓練

7. 研修および訓練について、運営基準上は、業務継続計画に従って実施することが前提となっているが、業務継続計画が策定され、かつ、当該業務継続に従った研修・訓練でなければ、補助の要件を満たさないのか。

(答)

業務継続計画に基づく研修・訓練ではなく、感染症の予防及びまん延防止にかかる研修・訓練を指す。(例：介護老人保健施設の運営基準第29条)

**令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱
改正により要件の追加等修正がある場合がある**

出典：「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年3月17日（令和5年3月29日最終改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）」に関するQ&A 抜粋

感染症対策について

Point

1. 施設・事業所において感染症に関する研修・訓練を実施
2. 未実施の施設・事業所であれば、今回の県の研修を参考に自施設において研修を企画・実施
3. 未実施の施設・事業所についてはフォローアップを市町村と行います（所在地の市町村にご相談ください。）

〔参考〕介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

第二十九条 介護老人保健施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

オミクロン株ワクチンの接種

(4) ③ オミクロン株対応ワクチン接種

8. 「※住民接種により対応する場合においては、入所者への接種勧奨及び接種状況の把握を行っている場合に限り、△を選択してください。」とあるが、「△」でも、「要件を満たす」としてよいか。

(答)

ご認識のとおり、要件を満たすこととして良い。

9. 2回目接種について、接種を実施する予定年月日について、期限はあるか。

(答)

期限は定めていないが、可及的速やかに希望者に対する接種が実施されることが求められる。

ワクチン接種の状況

Point

1. ワクチン接種を希望する方への接種体制の整備
2. 住民接種時期の把握と入所者等への周知・接種勧奨を行う

5月8日以降の要件について

調査報告後要件を満たしても良いのか

10. 施設内療養を行う高齢者施設等への補助について、4月末日処締切の調査回答時点で要件を満たしていなかった施設が、その後要件を満たした場合、要件を満たすことを確認できた時点から、当該補助の対象としてよいか。

(答)

高齢者施設等と医療機関との連携については、今般の事務連絡5.(2)①にも記載したとおり、これまでも、令和4年4月4日付事務連絡等により、施設等への調査も行いつつ、その体制の確保に取り組んでいただいていたところである。また、感染症の予防及びまん延のための研修・訓練についても、令和3年度介護報酬改定により、努力義務としている。さらに、希望する入所者へのワクチン接種についても、これまで都道府県及び市区町村を通じて、接種体制の構築等に繰り返し取り組んでいただいていたところである。

上記のとおり、本要件に関する取組はこれまでもお願いしてきたことから、4月末日処締切の調査時点で要件を満たしていた施設のみ、補助対象とすることとしている。

新規指定の施設はどうなるのか

12. 調査実施後に新たに指定等された施設は、補助対象にならないということか。

(答)

令和5年度に新たに指定等された高齢者施設等については、指定等の日から60日が経過する日、又は、助成対象事由の発生日（当該施設の最初の施設内療養者の発生日）のいずれか早い日までの間に要件を満たしていることが確認されていれば、補助の対象とすることが可能。また、調査様式の提出期限については、指定等の日から60日が経過する日までとすることが望ましいが、特段の事情等を踏まえた都道府県の判断に基づき、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」を申請する際とすることも差し支えない。

1

医療機関との連携体制の確保について

2

感染症対策について

3

ワクチン接種について

Point

5月8日以降、①～③の要件が満たされなければ、いわゆる、かかり増し経費補助金の交付が受けられないことになります。

3要件が満たされているか県において調査し、結果を市町村にフィードバックします。全ての施設・事業所が要件を満たすよう、市町村と協力して未実施の施設・事業所への指導・助言を行うこととしています。